

2024年9月10日

中央教育審議会大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会  
中間まとめ（8月8日）に対する公立大学協会の意見

一般社団法人公立大学協会  
会長 浅井清文（名古屋市立大学長）

今般の特別部会が、高等教育の将来像について、若者の夢を止めることや社会全体の希望を失わせることがあることはないとの強い決意のもと、この「中間まとめ」を取りまとめていただいたことに対し、深く敬意を表します。

本協会からは、公立大学の特徴や、地方自治体と高等教育の関係等について、地方自治体行政と向き合ってきた経験の範囲において、試論を述べさせていただきます。

## 1 公立大学を巡る政策環境について

### （1）平成期に急増した公立大学

- 現在、公立大学は101大学。18歳人口が急減に転じた平成期にその数を急増させた（39大学→101大学：単純計算で62大学の増となるが、そのうち40大学余りは公立短期大学を母体としている）。
- 地方側が捉える「18歳人口急減」とは、地域で育つ若者自体が急減することであり、加えて希少な若者人材を収容定員が増大した都市部の大学に引き寄せられるという2重のインパクトを意味する。18歳人口をそれぞれの地域に何とか留めようと、公立大学が設立された。

### （2）公立大学は設置目的が明確

- 例えば太平洋戦争中の昭和18年から20年の間に、公立（女子）医学専門学校が20校設置され「銃後の医師育成」を担った。そのほか工学・農学系の専門学校などが、いずれも国策を補完するように設置され、多くが戦後、新制大学の制度を得て公立大学となった。
- 昭和期には当時の女子高等教育を支えた公立短期大学が設置され、多くが平成期になって四大化された。
- また、平成期の超高齢社会を見据えて制定された「看護師等人材確保法」を受けた看護系公立大学設置が先導する形で、それぞれの設置自治体が必要と考える分野の公立大学が明確な目的のもとで設置された。

### (3) 高等教育政策の役割分担の変更

- 教育基本法第4条第3項は、教育の機会均等を実現するための国及び地方公共団体の責務を定めているが、そこには、初等中等教育は地方自治体中心、高等教育は国中心、という役割分担があった。
- 平成期には地方分権の流れが加速し<sup>1</sup>、超高齢社会への対応をはじめ、我が国における新たな政策需要に応じた大学設置は地方側にゆだねられた。
- ここには部分的ではあるが、高等教育政策の役割分担の変更（国から地方への移行）が見て取れる。

### (4) 地方自治体の公立大学政策

- こうした役割分担の変更がみられるとはいえ、地方行政全般に責任を負う地方自治体は、高等教育行政の専門性が必ずしも十分とは言えない<sup>2</sup>。
- 一方で、公立大学法人の組織設計（法人が設置する大学の数、理事長と学長の一体・分離など）については設立団体が定める定款によって規定され、法人の活動も中期目標が示す内容に大きく左右される。公立大学のガバナンスは設置自治体政策と不可分な関係にあり、国立大学と国との関係とは大きく異なる。
- それぞれの設置自治体は、地方自治の判断のもと公立大学に対する行政を執り行うが、法制度上は、それぞれの評価委員会による評価を踏まえ、公立大学の存廃についても判断する責任を負っている。
- 公立大学は、高等教育のコトバと地方自治のコトバの翻訳につとめつつ、地方自治体と対話を重ねながら、地域に貢献できる教育研究を実現してきた。

## 2 中間まとめが示す提言について

### (1) 教育研究の「質」のさらなる高度化

- 「社会の発展の原動力（p. 1）」に資する人材育成のためには、学部教育における洞察力・思考力・展開力等の涵養とともに、充実した大学院教育の展開がもとめられる。
- その際、社会人を含め、未来社会を創出する人材を育成するためには、分野を問わず論文作成プロセスに必要な能力獲得のカギを求めるなど、大学院の教育方法について、担当する教員間での踏み込んだ議論が求められる。
- 認証評価制度の見直しについても言及されているが（p. 35-6）、自己点検・

<sup>1</sup> 平成5年には衆参両院において「地方分権の推進に関する決議」地方分権に関する決議が行われた。

<sup>2</sup> これを念頭に、地方独立行政法人法においても、公立大学法人の設立団体について「公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない」と定められている。

評価や認証評価の取組も、単に法令適合性の確認だけでなく、教育の目的や手法について、異なる分野の教員間での対話が生まれる機会を創出するような工夫を施すことで制度の趣旨が活かされるのではないか。

## (2) 高等教育全体の「規模」の適正化

- 地方自治体は、自身が費用負担を行う公立大学については、機会を捉え、スクラップ＆ビルトを含めた大幅な改組を構想することもある。
- 公立大学と設置自治体は、公立大学の果たす役割に関する対話を絶やすことなく、適切な公立大学政策の展開を導かなくてはならない。

## (3) 高等教育への「アクセス」確保

- 行政レベルについては、各高等教育機関や地域において検討を促すための仕組みの整備 (p. 48) に関し、地方と国との役割分担をどのように考えるかが難しい。
- 地方自治体に「高等教育振興に関する担当部署」を整備する方向については、高等教育を地域の発展と結び付けて考えることができる地方自治体の能力に期待する意味で賛成できる。一方で、大学政策に対し、専門性をもった人材を配置することのできる自治体ばかりでなく、担当部署を機能させることは簡単ではないことには留意が必要。
- また、大学での取り組みについては、公立大学は国立大学に比べその規模は小さいが、公立大学が地方自治体の大学行政と常に向き合ってきた知見を提供することはできる。
- 公立大学事務局で働いた後に設置自治体に戻った幹部職員が良い役割を果たしている事例がある。また、今後、法人採用職員が地方行政との関係づくりに精通することも期待される。そうした人材を生み出せるようなキャリアパスを公立大学と設置自治体との協力により開発しなければならない。

## (4) 設置者別の役割 (p. 53)

- 公立大学の役割については、常に厳しい調整局面を通じて行政側と高等教育に関する課題を共有してきた点にも留意して記述する必要がある。

## 3 公立大学協会の取組み

### (1) 地方自治体と高等教育政策に関する継続的な調査研究

- 公立大学政策に関する継続的な調査研究を推進し、その成果について発信していくことが課題。
- 公立大学に設置される地域政策、公共政策系学部の教員等の間でネット

ワークを組んで、公立大学や地域の高等教育政策に関する研究を育てていくことも必要。

### (2) 「公立大学ガバナンス・コード」と設置自治体政策との相互作用

- 本協会は、会員学長によって時間をかけて議論しながら「公立大学ガバナンス・コード（第1版）」を策定した。その際、自治体直接設置の場合と、法人設置の場合とでは依って立つ法令が異なり、法人設置の場合も理事長・学長別置等の多様なガバナンス構造に注意を払う必要があった。
- 程度は異なるものの、設置自治体政策は公立大学のガバナンスに深く結びついている。設置自治体政策にも適用できるガバナンス・コードのありようを今後検討する必要がある。
- 公立大学がこうしたガバナンス・コードによる点検を積み重ね、公表することにより、設置自治体（新たに公立大学を設置する自治体を含む）に対し、政策的な知見を共有することができる。

### (3) 認証評価機関と協働した「教育研究の質のさらなる高度化」の取組

- 制度の趣旨を踏まえながら、「質保証システム部会（審議まとめ）」（2022）に示された「大学教育と認証評価が一体となって大学全体の質向上につながっていく取組み」について、評価を受ける大学側も交えて考えていくことが必要。

（以上）